

つくば市議会委員会傍聴規則の一部改正の概要

1 改正理由

社会情勢の変化への対応及び時代に即した語句に改めるため

2 主な改正内容

- (1) 第6条に第2項を加える改正は、委員長が、必要があると認めるときは、傍聴者に対し、係員をして危険なものなどを携帯していないかを質問させることができる旨を規定するもの。
- (2) 第6条に第3項を加える改正は、第2項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる旨を規定するもの。
- (3) その他の改正は、時代に即した語句に改めること及び字句の整理によるもの。

3 施行日

公布の日からとする。